

平成30年3月23日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、18都道府県の32人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 18都道府県32人

(北海道1、宮城県1、山形県2、茨城県2、群馬県1、東京都6、神奈川県1、岐阜県1、三重県1、京都府3、大阪府3、兵庫県1、広島県1、高知県1、福岡県2、佐賀県1、長崎県3、鹿児島県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成30年3月30日